

## フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 49 条第 1 号に規定する認定等に関する取扱要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年 経済産業省・環境省令第 7 号。以下「省令」という。）第 49 条第 1 号の規定に基づき、香川県知事が登録した第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として、知事が認める者（以下「フロン類例外引取業者」という。）の認定等に関して必要な事項を定める。

### (用語)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号。以下「法」という。）及び省令において使用する用語の例による。

### (認定の申請)

第 3 条 フロン類例外引取業者として認定を受けようとする者は、その業を行おうとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項を記載したフロン類例外引取業者認定申請書（様式第 1）により、知事に申請しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 事業所におけるフロン類の管理責任者の氏名

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 登記事項証明書(申請者が法人である場合に限る。)
- (2) 第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に引き渡す体制を説明する書類
- (3) 前項第 3 号に掲げる者がフロン類の充填回収等について十分な知見を有することを説明する書類
- (4) フロン類の第一種フロン類充填回収業者からの引取状況及び第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡状況を記録する方法を説明する書類
- (5) 引き取ったフロン類の引渡先を第一種フロン類充填回収業者に通知する方法を説明する書類
- (6) フロン類の集積保管施設の設置状況を説明する書類
- (7) 第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類を省令第 50 条に規定する基準に従い、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に運搬する体制を説明する書類
- (8) その他知事が必要と認める書類

### (認定の基準等)

第 4 条 知事は、前条の申請を行った者が、別紙の基準に適合すると認めるときは、フロン類例外引取業者として認定し、その旨を申請者にフロン類例外引取業者認定通知書（様式第 2）により通知するものとする。

- 2 知事は、申請の内容が別紙の基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、理由を付して、その旨をフロン類例外引取業者認定拒否通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、認定を受けたフロン類例外引取業者の名簿を作成のうえ、一般の閲覧に供するものとする。

（フロン類例外引取業者の義務）

第5条 フロン類例外引取業者は、この要綱に定める事項のほか、法、省令及び法を施行するために定められた政令告示に従い、フロン類を適切に取り扱わなければならない。

- 2 フロン類例外引取業者は、フロン類の引取り又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、省令第49条第1号ロ(1)から(4)までに掲げる事項に係る記録を作成し、その作成の日から5年間保存しなければならない。
- 3 フロン類例外引取業者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は第一種フロン類充填回収業者から、これらの者に係る前項の記録について閲覧したい旨の申し出があったときは、正当な理由がない限り、その申出に応じなければならない。

（認定の更新）

第6条 第4条第1項の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 第3条及び第4条の規定は、前項の更新について準用する。

（引取量等の報告）

第7条 フロン類例外引取業者は、毎年度終了後45日以内に、事業所ごとの省令第49条第1号ニ(1)から(5)までに掲げる事項及びその他知事が必要と認める事項について、フロン類引取量等に関する報告書（様式第4）により、知事に報告しなければならない。

（変更の届出）

第8条 フロン類例外引取業者は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、当該変更の内容を明らかにする書類を添えて、フロン類例外引取業者変更届出書（様式第5）により、知事に届け出なければならない。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる事項
- (2) 第3条第2項第2号及び第4号から第8号までに規定する書類により説明された事項

- 2 知事は、前項第2号に係る変更が別紙の基準に適合しないと認める場合は、期限を定めて是正を求めることができる。
- 3 第4条第1項及び第3項の規定は、第3条第1項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときの届出について準用する。

(廃業等の届出)

第9条 フロン類例外引取業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その日から30日以内に、フロン類例外引取業者廃業等届出書(様式第6)により、知事に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合
- (2) 法人が合併により消滅した場合
- (3) 法人が破産により解散した場合
- (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合
- (5) 業を廃止した場合

2 フロン類例外引取業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、フロン類例外引取業者の認定は、その効力を失う。

3 第1項の規定によりフロン類例外引取業者の廃業等の届出をする者は、当該届出とあわせて、第7条の規定の例により、第1項各号に掲げる事由の生じた日の属する年度の業務の実施状況について知事に報告するものとする。

(認定の取消し)

第10条 知事は、フロン類例外引取業者が別紙の基準を満たさなくなったとき、又は第5条の規定を遵守していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 前項の規定により認定が取り消されたフロン類例外引取業者は、第7条の規定の例により、認定が取り消された日の属する年度の業務の実施状況について知事に報告するものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第11条 第3条及び第6条から第9条までに規定する申請、報告又は届出については、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請、報告又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請、報告又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年香川県規則第73号)の規定の例による。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 この要綱の施行の際、現に「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」事務処理要領の一部を改正する要領による改正前の「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」事務処理要領(以下「旧要領」という。)第6条に規定する登録を受け、フロン類例外引取業を行っている者は、施行日から令和2年10月1日までの間は、第4条第1項に基づく認定を受けなくても、引き続き当該業務を行うことができる。

第3条 前条の規定により、第4条第1項に基づく認定を受けないでフロン類例外引取業を行う者は、令和2年10月1日までに当該認定の申請をしなければ、現に受けている登録は失効する。

第4条 附則第2条の規定により、第4条第1項に基づく認定を受けないでフロン類例外引取業を行う者は、第4条第1項に基づく認定を受けた日以降に行うフロン類例外引取業について第7条

に基づく報告を行うものとし、当該認定日より前に行うフロン類例外引取業の報告については、  
なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

第2条 改正前の要綱で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

## 別紙 認定基準

- 1 第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類を第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡すための体制が整備されていること。
- 2 認定を受けようとする事業所に、フロン類の充填回収等について十分な知見を有する管理責任者が配置されていること。
- 3 フロン類の第一種フロン類充填回収業者からの引取状況及び第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡状況に関する記録を作成するとともに、第一種フロン類充填回収業者に対して、引き取ったフロン類の引渡先を通知できる体制が整備されていること。
- 4 認定を受けようとする事業所に、第一種フロン類充填回収業者から引き取ったフロン類を保管するために必要な広さの集積保管施設を有していること。
- 5 フロン類の第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者への引渡しに当たっては省令第50条に規定する基準に従って、フロン類を運搬することができる体制が整備されていること。